

特定非営利活動法人  
放課後NPOアフタースクール

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人放課後NPOアフタースクールの役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人における代表理事報酬は月額100,000円とする。その他理事に関しては常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(支払い方法)

第3条 役員に対する報酬は、月額分を本人の指定する本人口座へ毎月振り込むものとする。ただし、法令等に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して振り込むものとする。

(補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、社員総会が別に定める。

(付則)

この規程の第3条を改訂し、令和5年11月1日から実施する。(令和5年10月30日総会決議)

この規程の第2条を改訂し、令和7年4月1日から実施する。(令和7年3月28日総会決議予定)